# 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の背景

宇都宮市では、平成8年に福祉都市宣言を行い、すべての市民が笑顔でことばを交わし、 健康でいきいきと暮らせる心のふれあうまちづくりを推進しています。

また、国ではこの間、社会福祉基礎構造改革により、平成12年には「社会福祉法」の改正と「介護保険制度」の施行、平成18年には「障害者自立支援法」の施行など、制度や施策が大きく変化しました。その後、「介護保険制度」においては、地域包括支援センターの設置や、地域密着型サービス・地域包括ケアシステムの創設、さらに、平成25年4月に施行される「障害者総合支援法」の理念は、地域社会における"共生"の実現、そして、医療保険制度においても、在宅医療・看護の促進など、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、"地域"を基盤とした施策・事業の充実が図られています。

宇都宮市社会福祉協議会では、このような地域を基盤とした施策等の方向性を踏まえ、安心して暮らし続けることができる"向こう三軒両隣"の地域社会の実現に向けて、行政はもとより、自治会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターなど関係機関・団体等のご理解やご協力をいただき、平成17年度に「宇都宮市地域福祉活動計画」を、平成22年度には「第2次宇都宮市地域福祉活動計画」を策定し、地区社会福祉協議会とともに主体的に地域福祉事業(活動)を推進してきました。

一方、長引く経済不況による生活困窮者の増加や、少子・高齢社会が急速に進行する なかで孤独死・虐待・引きこもりなど、喫緊に対応すべき様々な生活・福祉課題が顕在 化してきました。

こうした課題にしっかりと向き合い解決していくためには、地域福祉を担う中核的組織である社会福祉協議会が、関係機関・団体等と連携・協働しながら、地域福祉事業(活動)をきめ細かく積極的に推進していくことが求められており、今後とも、地域住民主体の地域福祉事業(活動)を継続的に効果的に推進していくために、「第3次宇都宮市地域福祉活動計画」を策定するものです。

※社会福祉基礎構造改革→用語集参照(P60)

#### 2 計画の趣旨・目的

現在、地域においては、少子・高齢化や核家族化の進行などにより、地域の"共助"機能が希薄化してきたために、様々な生活・福祉課題が山積しています。

住み慣れた地域の中で、安心して暮らし続けることは、住民誰もの願いであり、その ためには、ともに支えあい助けあえる地域社会の構築が求められています。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に定める『市町村社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体』であり、同法第4条においては「地域福祉の推進」の中心的な位置づけとなっていますが、このような地域社会づくりは、地域住民をはじめ、関係機関・団体等のご理解やご協力がなくては実現することはできません。このため、それぞれが役割を適切に果たしながら、包括的・効果的に地域福祉を推進できるよう、計画を策定するものです。

#### 3 計画の位置づけ

「第3次宇都宮市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づく計画であり地域福祉を推進するうえで指針となる計画です。

また、本計画は、宇都宮市において策定した<u>「第3次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」</u>が同法107条に定める市町村地域福祉計画であることから、同計画と連携を図りながら、効果的な地域福祉の推進に努めます。

#### 《計画の関連図》

## 地域福祉の推進⇒社会福祉法第4条

市町村地域福祉計画(宇都宮市)⇒社会福祉法第107条 『第3次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画』



市町村地域福祉活動計画(宇都宮市社会福祉協議会)⇒社会福祉法第109条

『第3次字都宮市地域福祉活動計画』

#### 4 計画の期間

「第3次宇都宮市地域福祉活動計画」の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

なお、「第3次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」と連携を図りながら計画の着実な推進に努め、成果や進捗状況を踏まえたうえで、社会状況の変化など必要に応じ見直しを行います。

